

公 告

鹿掲示第 1 号

輸出入貨物の検査場所を指定する件

関税法第 69 条第 1 項の規定に基づき、鹿児島税関支署管内における輸出入貨物の検査場所を下記のとおり指定する。

なお、本指定に伴い、「鹿児島税関支署管内における輸出入貨物の検査場所を指定する公示」（令和 3 年 1 月 7 日公示）は廃止する。

令和 4 年 2 月 17 日

鹿児島税関支署長 古 瀬 恭 浩

記

- 1 保税地域（鹿児島港、志布志港及び川内港の指定保税地域岸壁にけい留された本船及びはしけを含む。）
- 2 鹿児島港中央港区マリポートかごしま「かごしまクルーズターミナル」内旅具検査場
（旅客及び乗組員の携帯品、別送品並びに船長託送品に限る。）
- 3 鹿児島港本港区北ふ頭岸壁（当該岸壁にけい留された本船を含む。）（旅客及び乗組員の携帯品、別送品並びに船長託送品に限る。）
- 4 鹿児島空港出張所以外の税関官署構内（敷地を含む。）
- 5 鹿児島空港出張所旅具検査場及び事務室（敷地を含む。）
- 6 鹿児島空港国際線ビル 1 階国際線チェックインカウンター、同カウンター前（但し、鹿児島税関支署鹿児島空港出張所長が必要と認め、その都度指定した場所に限る。）及び機内預託手荷物荷捌場並びに鹿児島空港国際線ビル 2 階国際線出発口保安検査場、出国待合室及び国際線搭乗ゲートからボーディングブリッジまでの区域
- 7 鹿児島空港ビジネスジェット専用施設内旅具検査場
（旅客及び乗組員の携帯品、別送品並びに機長託送品に限る。）
- 8 海上自衛隊鹿屋航空基地鹿屋飛行場（当該飛行場に駐機された航空機を含む。）
- 9 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書 I、附属書 II 及び附属書 III に掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本

(同条約第1条(b)に規定する標本をいう。)に該当する輸入貨物については、第1項に規定する保税地域(鹿児島空港出張所の管轄区域内に限る)、第5項及び第7項に規定する検査場所に限る。